

平成26年10月10日
うきは市告示第48号

うきは市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、うきは市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へ掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本事項)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、次に掲げる事項を備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 市ホームページの行政広報媒体としての公共性、品位及び市民の信頼を損うおそれのないもので、市民に不利益が生じるおそれがないものであること。

(広告掲載基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する広告（リンク先のホームページを含む。）を掲載しないものとする。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
 - (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
 - (3) 社会的問題についての主義主張及び人権を侵害するおそれのあるもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
 - (5) 青少年の健全育成に反するもの
 - (6) 求人広告に類するもの
 - (7) 商品先物取引及び賃金業に類するもの
 - (8) 公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (9) 市が当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのある表現のもの
 - (10) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの
 - (11) その他、市ホームページの掲載が適当でないと市長が認めるもの
- (広告表示方法及び規格)

第4条 広告の表示方法は、バナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページへリンクするものをいう。）とし、規格は次のとおりとする。ただし、高速振動や高速点滅するような誇大表現の広告は掲載しない。

規格（1枠）	縦98ピクセル 横177ピクセル 10KB以内 GIF形式又はJPG形式
--------	-----------------------------------------------

（広告の掲載位置及び掲載数）

第5条 広告の掲載位置及び掲載数は、市ホームページのトップ画面で、市が指定する位置及び掲載数とする。

（広告の種類及び優先順位）

第6条 掲載する広告の種類及び掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- （1） 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- （2） 公共的性格を有する私企業で、市内に事業所等を有するもの
- （3） 私企業及び自営業で、市内に事業所を有するもの
- （4） その他妥当であると市長が認めるもの

（広告掲載の申請及び審査）

第7条 当該広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、市と広告枠の売買契約を締結している事業者（以下「契約業者」という。）に対し申込み等を行うものとする。また、掲載済み内容の大幅な追加、変更等を行う場合も同様とする。

2 前項の申込み等を受理した契約業者は、本告示の基準に違反していないことを確認後、掲載、変更等をしようとする広告の原稿及びそれに伴う資料等をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、掲載を中止する等、緊急を要する場合は、事後承認でよいものとする。

（広告主の責任）

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告内容の修正及び掲載の取消）

第9条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたときは、契約業者を介して、当該広告の内容修正を求めることができる。

2 市長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取消することができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。